

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:加賀市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.8 %
全職員	74.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.7 %
本庁課長相当職	97.2 %
本庁課長補佐相当職	99.2 %
本庁係長相当職	92.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.5 %
31～35年	96.0 %
26～30年	92.4 %
21～25年	79.4 %
16～20年	96.8 %
11～15年	83.1 %
6～10年	75.7 %
1～5年	85.0 %

【説明欄】

- ・再任用職員、会計年度任用職員で、週の勤務時間が常勤職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。
例) 週 30 時間勤務の職員: $30 \text{ 時間} \div 38.75 \text{ 時間(常勤職員の勤務時間)} = 0.77 \text{ 人/月}$
- ・雇用保険未加入の会計年度任用職員は集計の対象外とした。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、給与水準が高く男性の割合が多い任期付職員(高度専門人材)と女性の割合が多い会計年度任用職員とが混在しているため、男女の給与の差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。